

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県太田市大原町78番地1

氏 名 株式会社群桐産業

代表取締役 濱屋博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 25年 12月 17日

許可の有効期限 平成 30年 12月 16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特）廃PCB等、⑥特）PCB汚染物、⑦特）PCB処理物、⑧特）燃え殻（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑨特）汚泥（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑩特）廃油（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑪特）廃酸（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑫特）廃アルカリ（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑬特）鉍さい（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑭特）ばいじん（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）（以上14種類）

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 10年 12月 17日	新規許可
平成 15年 12月 17日	更新許可
平成 16年 8月 18日	変更許可
平成 18年 9月 15日	変更許可
平成 19年 12月 3日	変更許可
平成 20年 12月 17日	更新許可

朱印なきものは無効

様式第十三号（第十条の十四関係）

平成 25年 7月 4日 変更許可
平成 25年 12月 17日 更新許可
平成 26年 3月 11日 変更許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

朱印なきものは無効



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 銻さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	-
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジオキサン		○	○	○	○		○	
ダイオキシン類	○	○		○	○		○	-



朱印なきものは無効